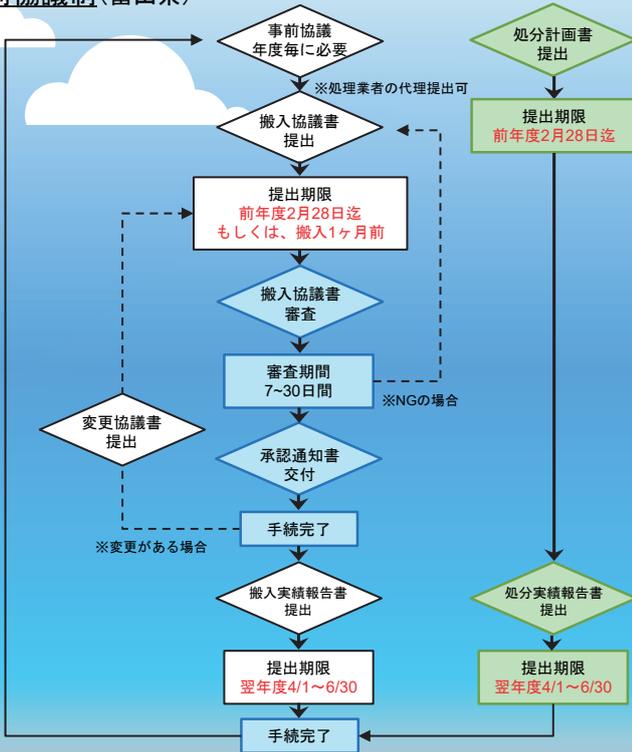
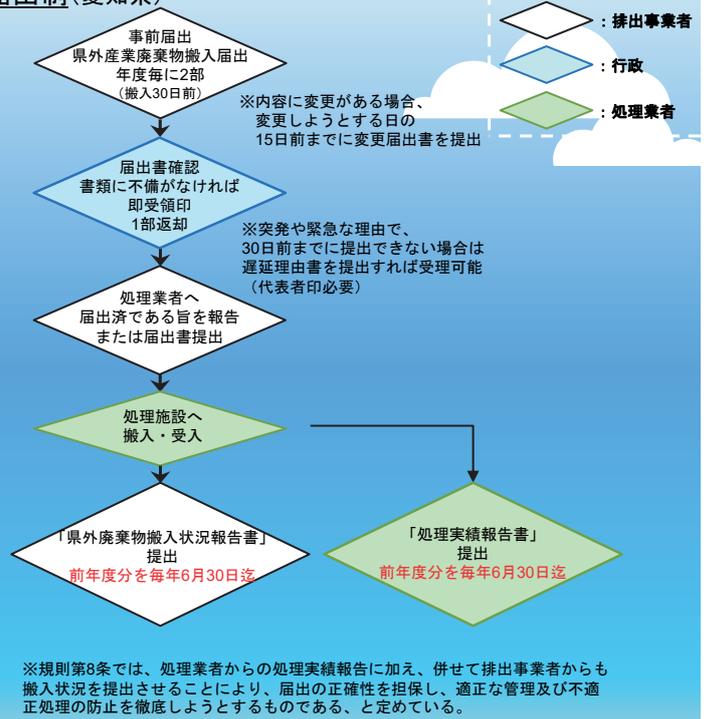


事前協議制(富山県)



届出制(愛知県)



※規則第8条では、処理業者からの処理実績報告に加え、併せて排出事業者からも搬入状況を提出させることにより、届出の正確性を担保し、適正な管理及び不適正処理の防止を徹底しようとするものである、と定めている。

協議と届出の違いを確認

- ・制度自体の有無がある
- ・認可に費やす時間が違う
- ・必要な書類の量に違いがある
- ・優良産廃処理業者に対してインセンティブに差がある



困ったな。。
調べるほど複雑だ、。。

このまま、検討・議論してもダメだ、。。
⇒そもそも、この**制度は必要**なのか？

流入規制の必要性

流入規制は

自区外に排出せざるを得ない事情があるときに

実施される制度である



この制度の本来の目的は

- ・不適正処理の防止
- ・適正処理の推進のはずなのに、

認可に時間を要する点や手続完了まで搬入できないことは

本来の目的を妨げるのではないかと

- ・資料を確認します
- ・2ヶ月ほどかかります
- ・認可まで受入はNGです

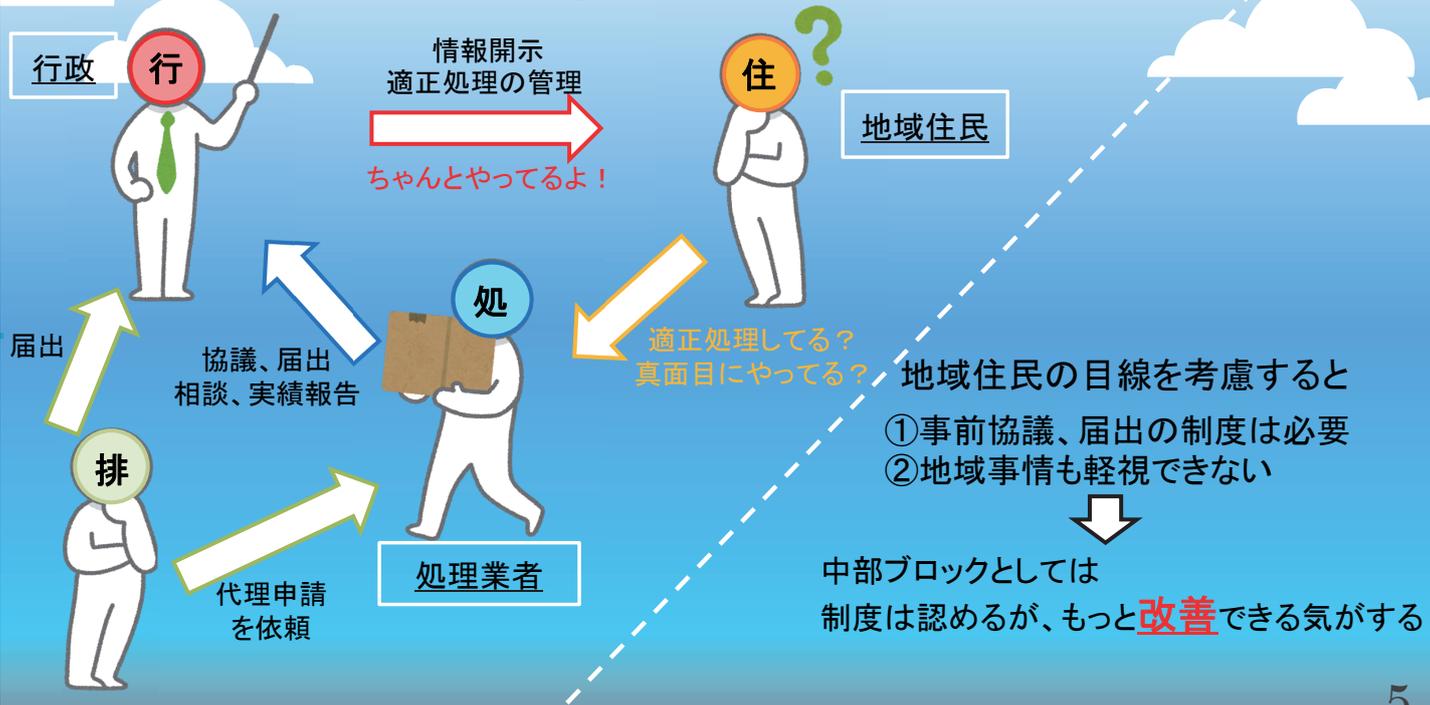


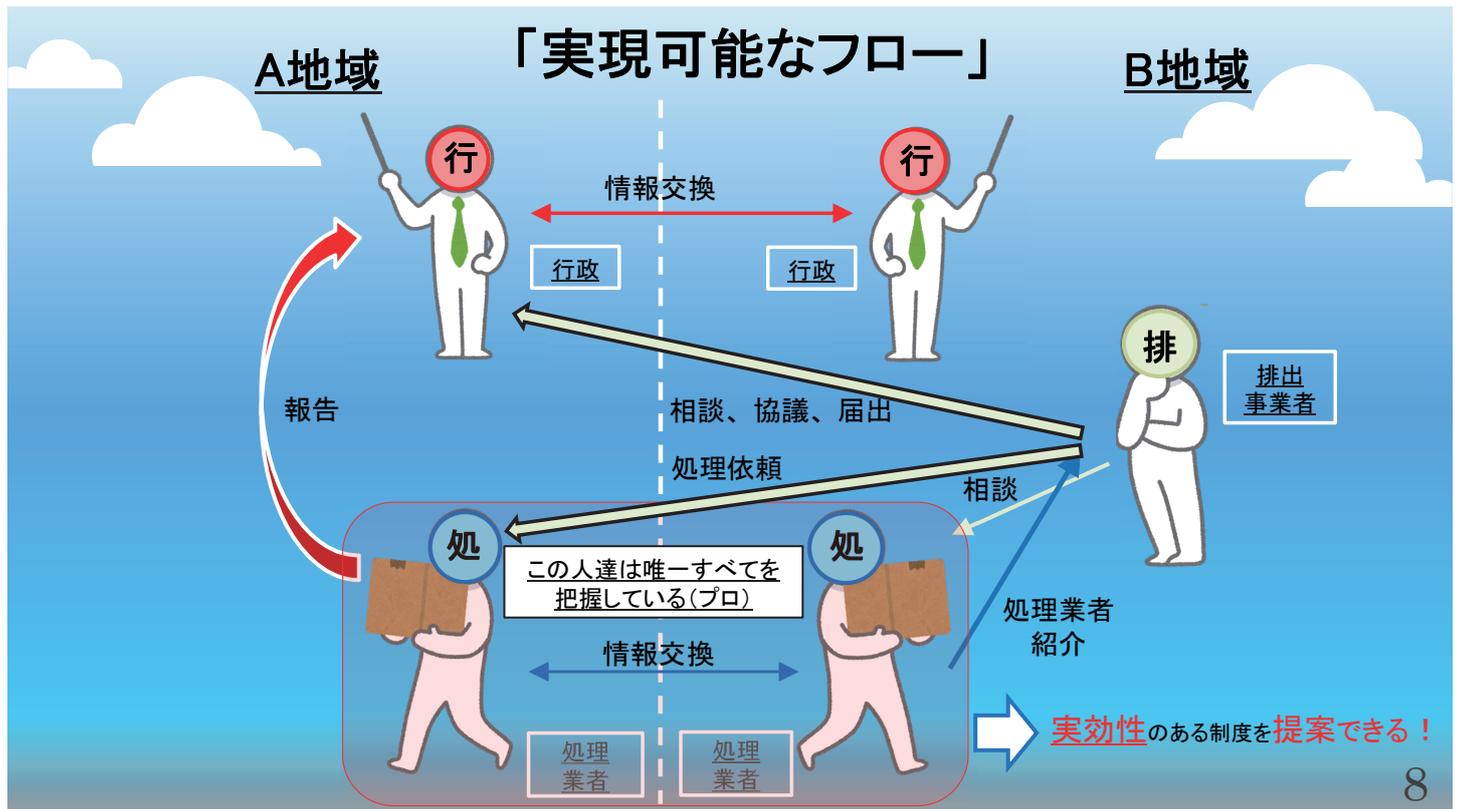
事前協議・届出は本当に価値があるのか？

(効果)

うーん、、、疑問に感じるな、、、

全体の流れを見ると





実効性のある例

- ・「制度なし」の地域をなくす
- ・「事前協議制」⇒「届出制」に変更する
- ・排出事業者が所轄行政と排出先行政に届出を行い搬入後は廃棄物の発生量を報告する
- ・届出、事前協議と異なる行為をした場合排出事業者には罰則を設ける



このような制度を設けないと**効果が薄く**
行政、排出事業者、処理業者の苦勞が報われない！

3者(行政、排出事業者、処理業者)が より責任を全うしよう！！

そのために！！



行政同士の情報交換が必要
処理業者への情報収集が必要



処理業者に任せっきりにしない(処理責任の再認識)
処理プロセスと手続きの勉強が必要



行政、排出事業者から頼られる業者になれているか
情報発信や協議事項の提案が必要

10

まとめ

処理業者は
行政、排出事業者の両者の意見を理解することができ
本当に必要なことを提案できるはず！

一方通行の話ではなく、お互いにメリットのある提案をできるので
制度設計を設ける場や**協議**をさせてほしい！



・経営塾OB会主催の制度設計講座等の開催



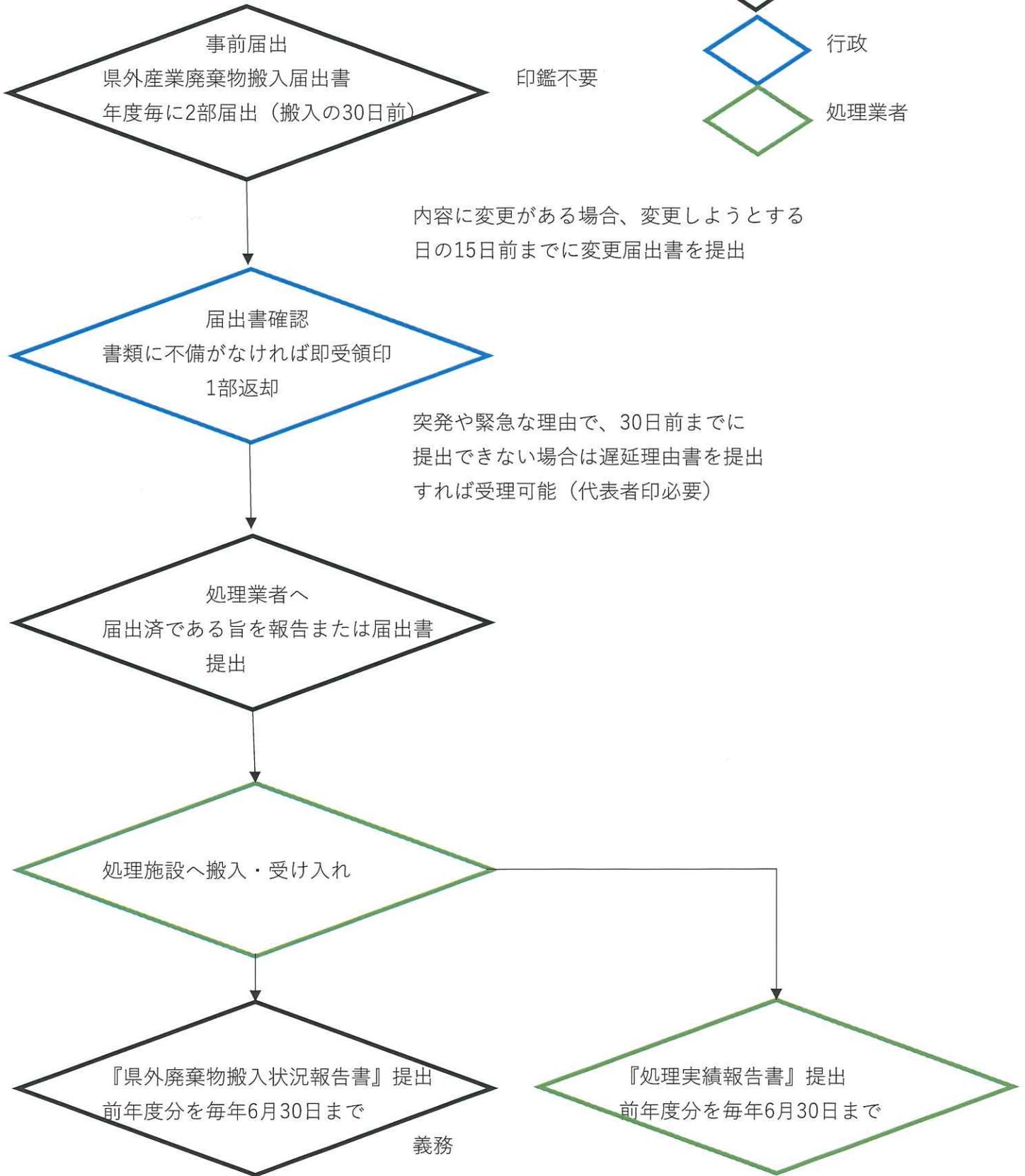
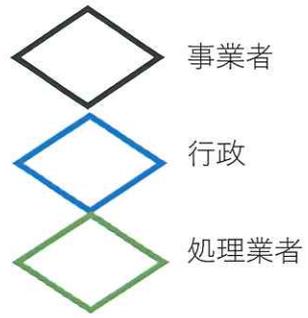
ONE TEAM で取り組もう！

11

令和元年度 産業廃棄物処理業経営塾OB会 中部ブロックメンバー

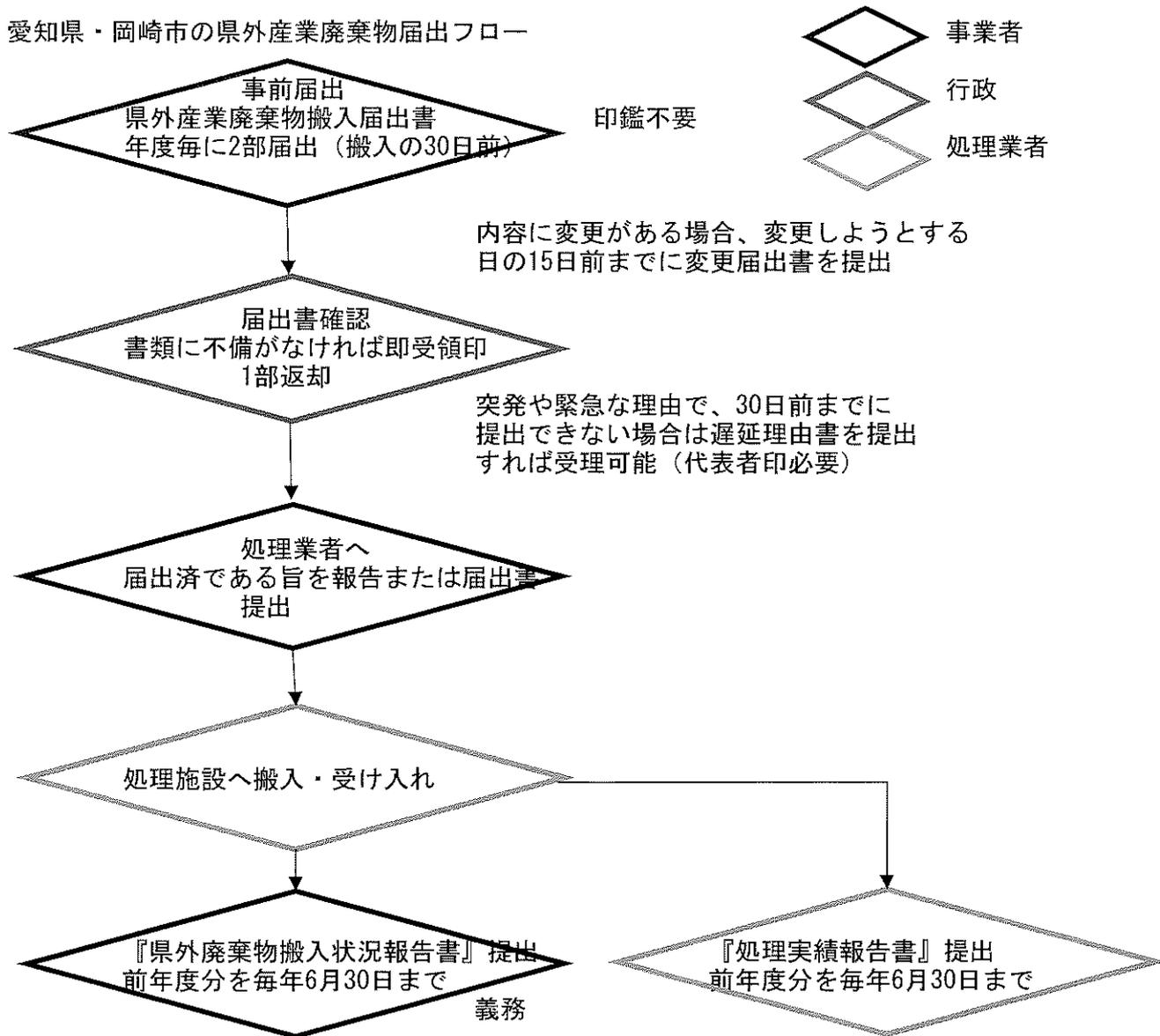
吉川 賢	株式会社三共	第1期
谷崎 晃	株式会社武生環境保全	第1期
奥田 貴光	株式会社ヤマゼン	第1期
松岡 洋平	株式会社アクトリー	第2期
小島 孝信	株式会社明輝クリーナー	第3期
加藤 恵子	株式会社ミダック	第4期
飯田 宏之	新英エコライフ株式会社	第5期
鈴木 裕司	株式会社太洋サービス	第5期
中野 宇喬	株式会社東伸サービス	第5期
伊藤 祐介	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社	第6期
喜多 和男	株式会社北陸環境サービス	第6期
河野 嗣寿	加山興業株式会社	第6期
高山 盛司	環境開発株式会社	第6期
野崎 裕功	株式会社アース・コーポレーション	第7期
江端 崇	株式会社明輝クリーナー	第7期
野澤 悟	環境開発株式会社	第7期
越智 雅彦	株式会社ミダック	第8期
佐々木 宏直	加山興業株式会社	第8期
井関 康	株式会社ケー・イー・シー	第9期
竹井 満	環境開発株式会社	第9期
山田 真生	株式会社やまと商事	第9期
山本 慶輝	大興金属株式会社	第9期
大塚 敬功	豊田ケミカルエンジニアリング株式会社	第10期
崎田 陽一	株式会社アース・コーポレーション	第10期
平沼 伸基	株式会社リバイブ	第10期

青木 良介	丸両自動車運送株式会社	第11期
天野 大助	株式会社寿美屋	第11期
緒方 大人	加山興業株式会社	第11期
小谷 拓也	環境開発株式会社	第11期
戸谷 友治	株式会社ケー・イー・シー	第11期
橋本 和彦	株式会社橋本	第11期
久田 佳典	株式会社リバイブ	第11期
岡村 昇	ミナミ金属株式会社	第12期
春日 祐樹	株式会社信州ウエイスト	第12期
島崎 隼人	環境開発株式会社	第12期
安江 晶弘	株式会社リバイブ	第12期
福田 晃	エコシステムジャパン株式会社	第13期
藤井 雅之	株式会社トスマク・アイ	第13期
毎田 健	クリーンライフ株式会社	第13期
吉田 孔顕	株式会社エコ・プランニング	第13期
上杉 拓也	環境開発株式会社	第14期
大塚 翔太	株式会社明輝クリーナー	第14期
長谷川 直人	ウエノテックス株式会社	第14期
畠中 優	株式会社JEMS	第14期
大嶋 貴雄	新英エコライフ株式会社	第15期
加藤 剛志	エコシステムジャパン株式会社	第15期
高橋 進太	株式会社明輝クリーナー	第15期
廣瀬 紀明	株式会社アクトリー	第15期
府中屋 智博	環境開発株式会社	第15期
奥村 幸規	株式会社リバイブ	第15期



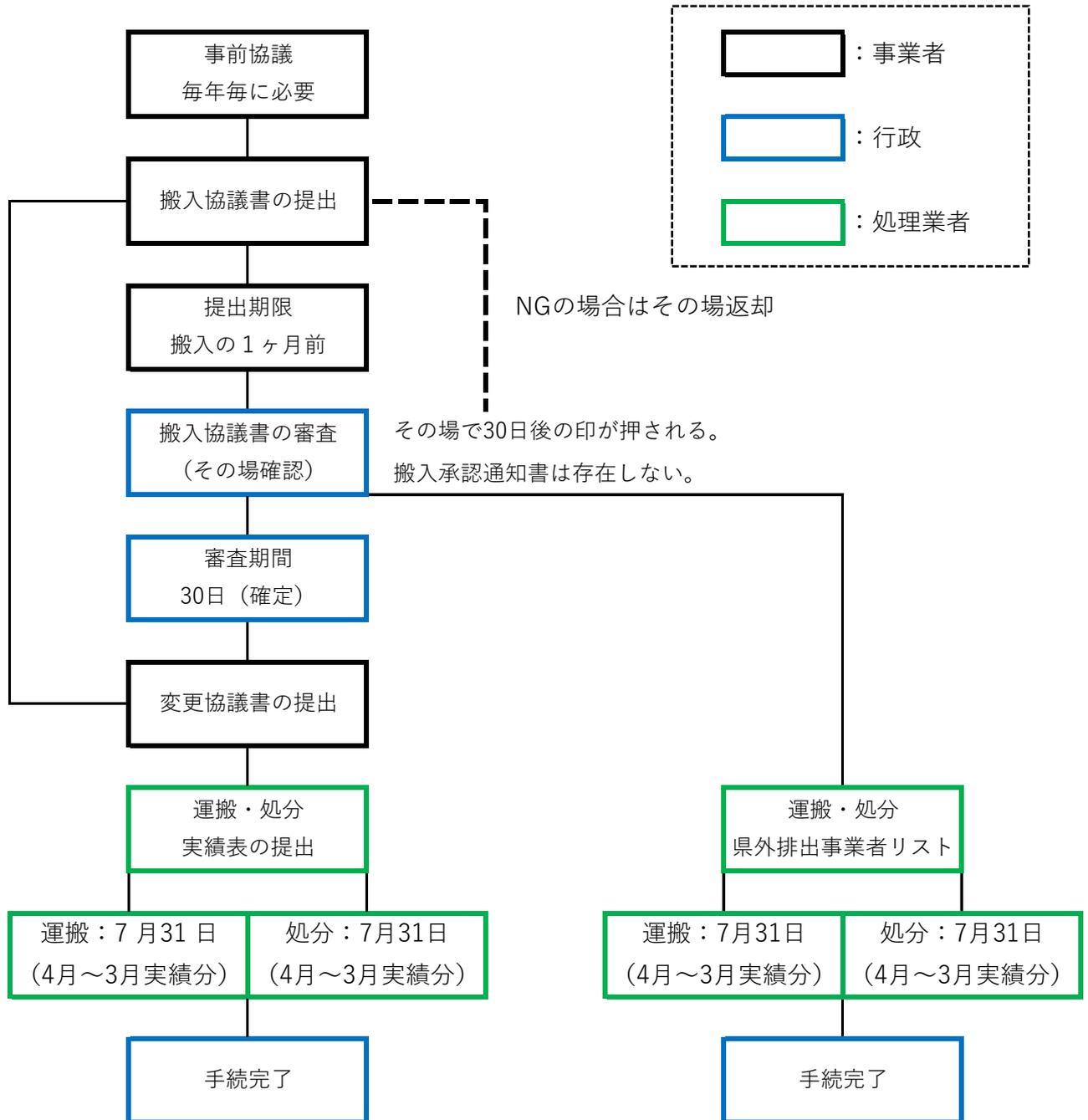
規則第8条では、処理業者からの処理実績報告に加え、併せて排出事業者からも搬入状況を提出させることにより、届出の正確性を担保し、適正な管理及び不適正処理の防止を徹底しようとするものである、と定めている。

愛知県・岡崎市の県外産業廃棄物届出フロー

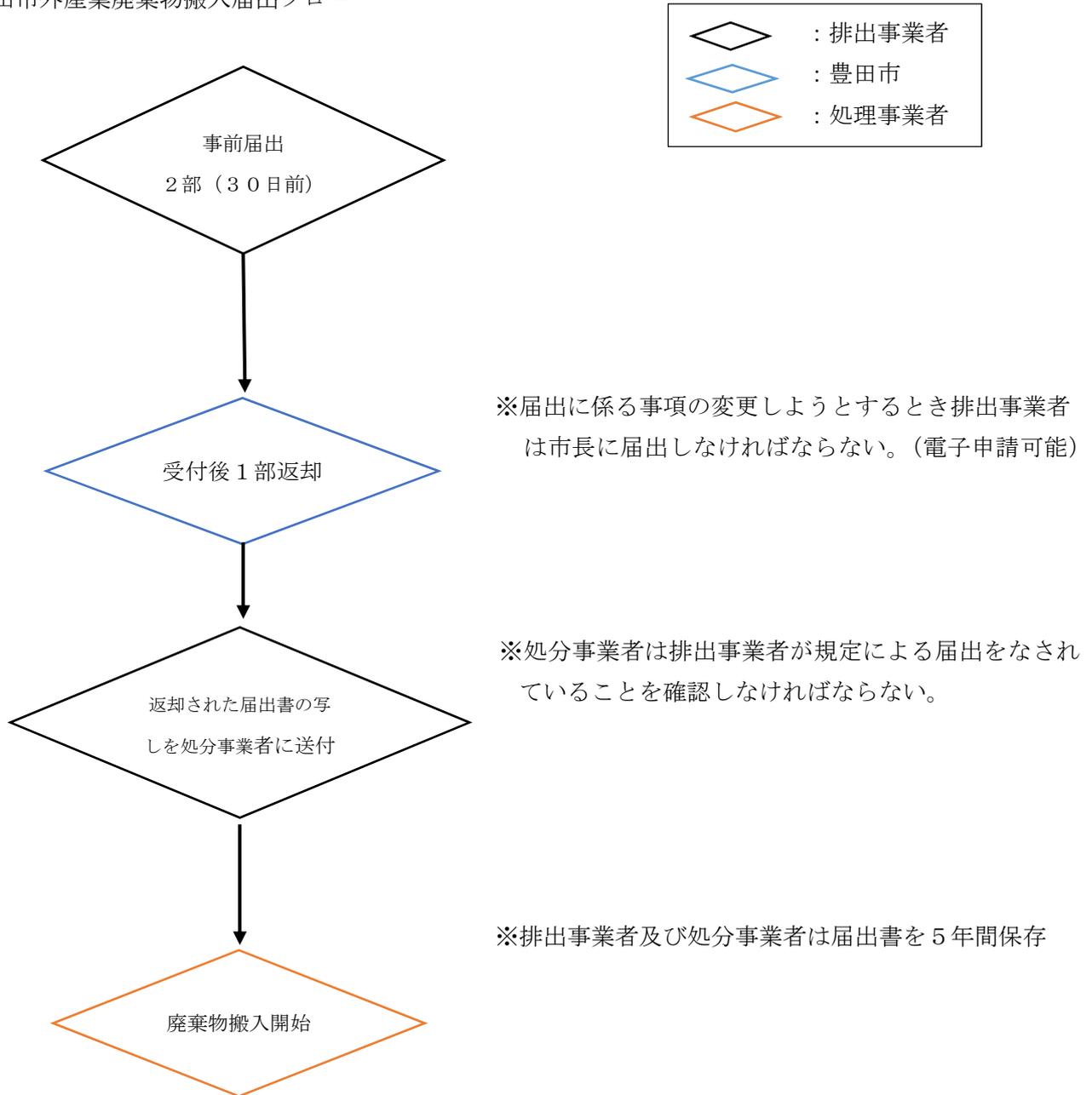


規則第8条では、処理業者からの処理実績報告に加え、併せて排出事業者からも搬入状況を提出させることにより、届出の正確性を担保し、適正な管理及び不適正処理の防止を徹底しようとするものである、と定めている。

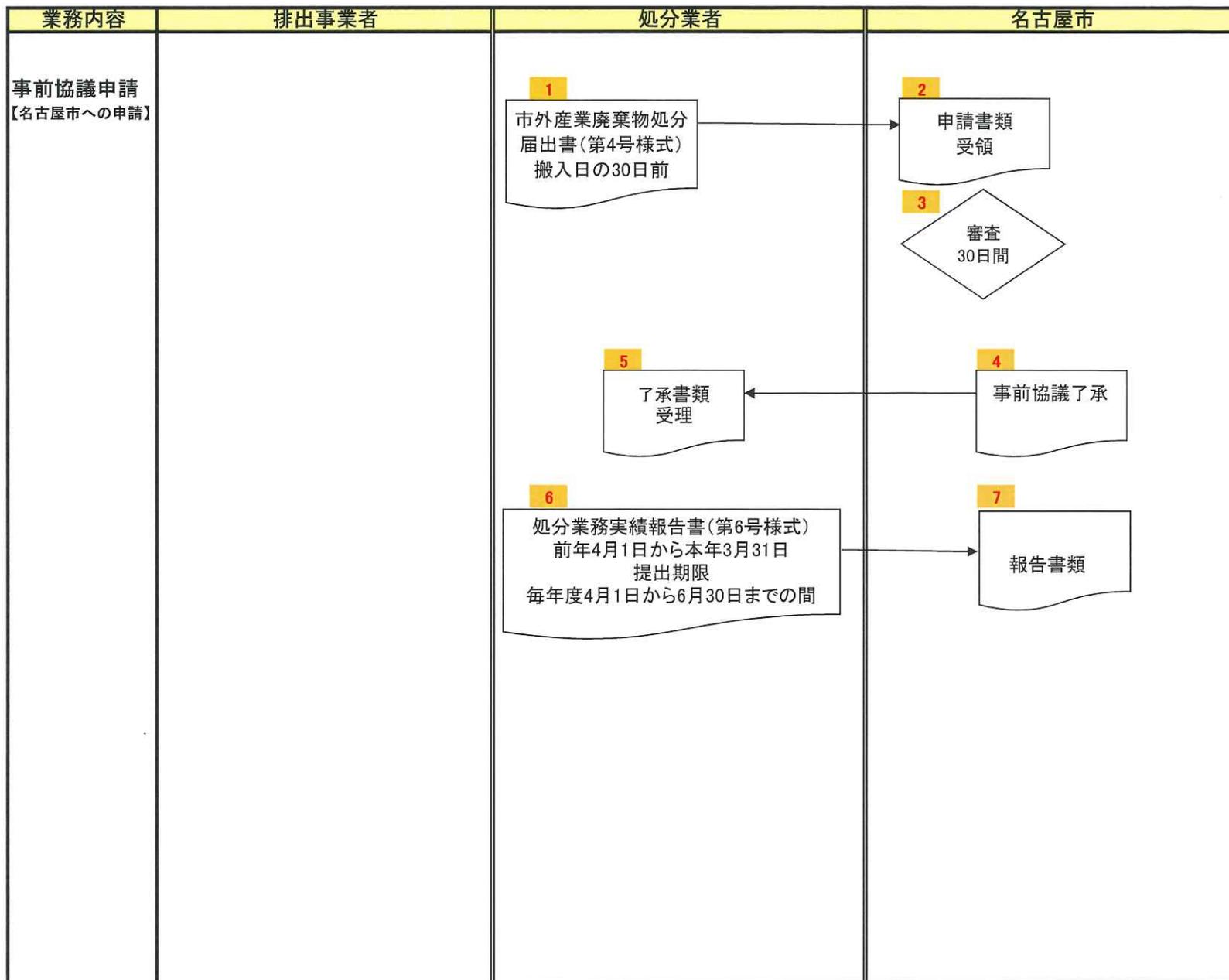
愛知県豊橋市の県外廃棄物搬入協議フロー



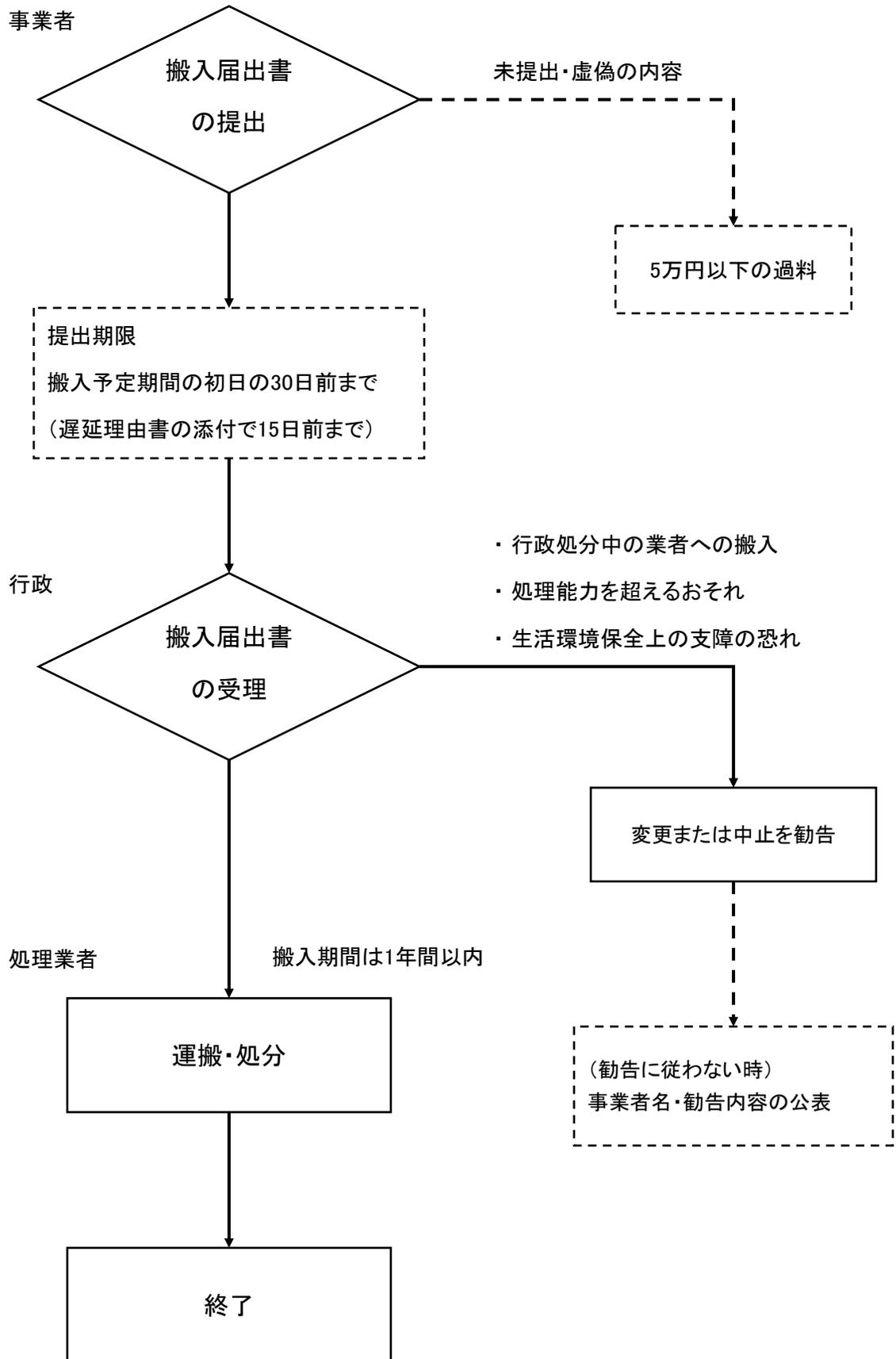
豊田市外産業廃棄物搬入届出フロー



- ◎ 「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の「排出事業者の義務」として第13条の市外産業廃棄物の搬入届出書になります。事前協議とは違い、届出書になるので、契約書の写しを含む届出書の不備が無ければ、搬入可能となります。(期限は1年間)
また、届出は「排出事業者の義務」とされていますが、現実には殆ど処理事業者が代理申請手続きをしているのが現状です。
- ◎ 事前届 (30日前) が基本ですが、緊急依頼等の対応の場合は「遅延理由書」を提出すれば受け付けてくれるそうです。

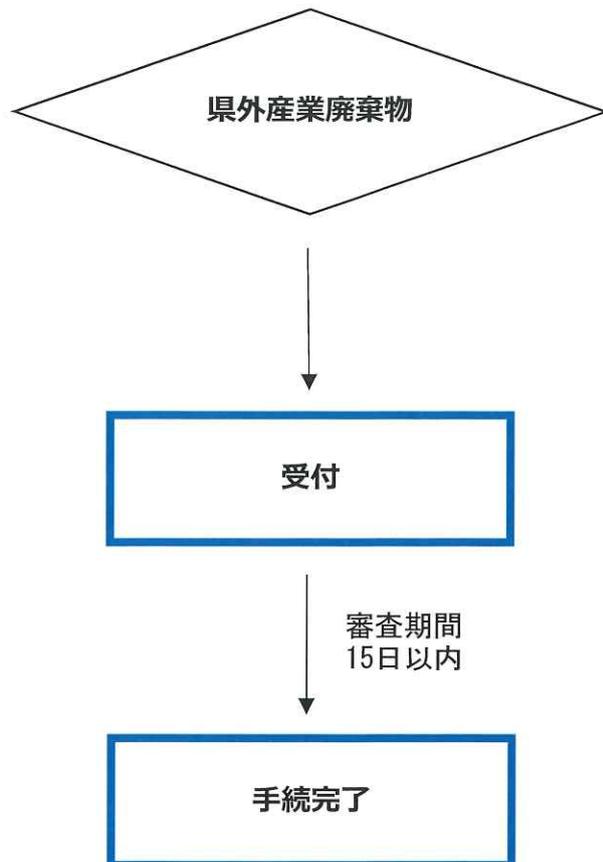


岐阜県（岐阜市）の県外産業廃棄物搬入手続きのフロー



事後の報告は不要

三重県県外搬入に係る届出



搬入する日の15日前までに知事に対して届出

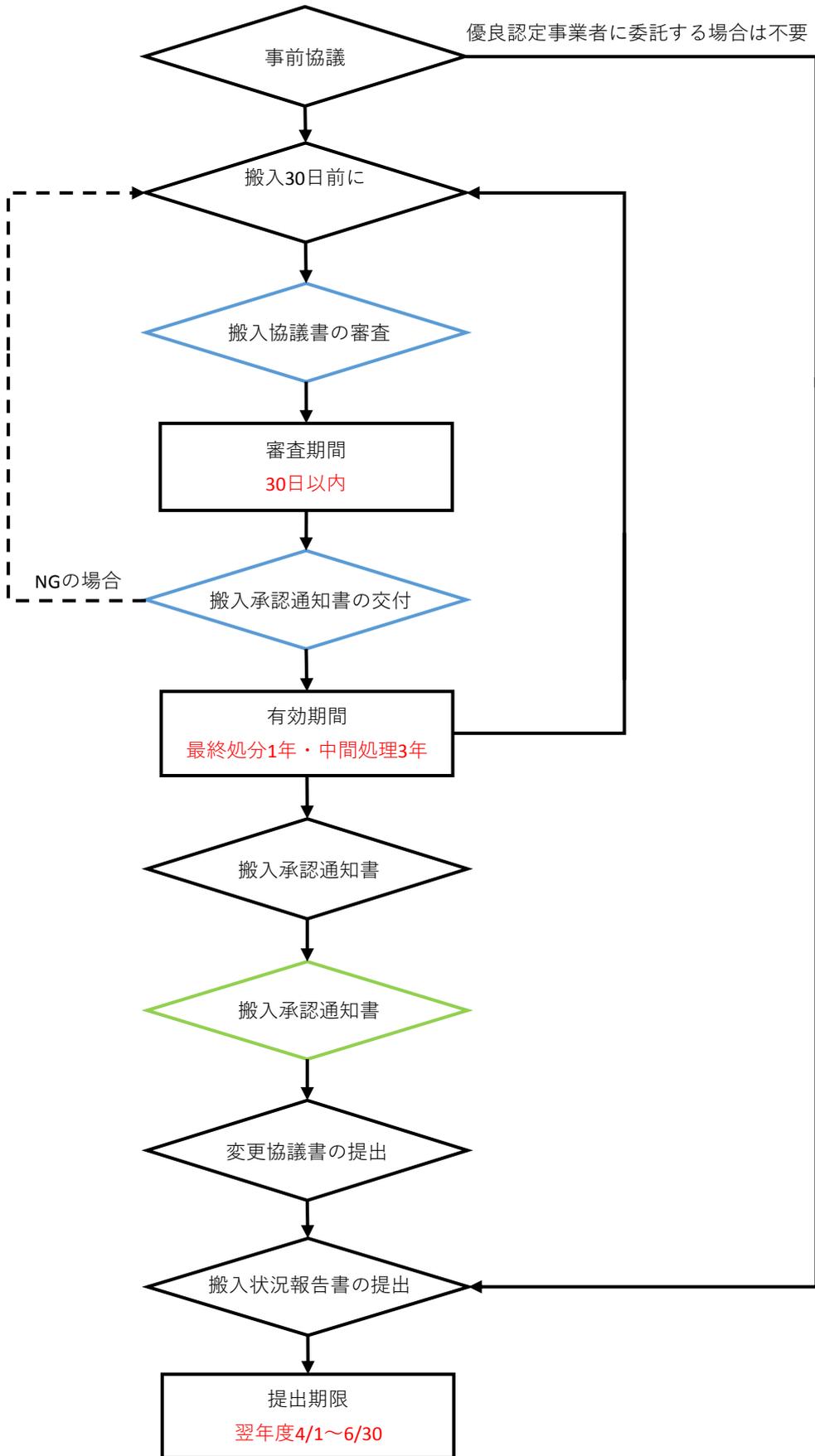
<届出に関する必要書類>

- ・第4号様式 県外産業廃棄物搬入届出書
- ・産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- ・排出事業者の事業の概要を記載した書類
- ・産業廃棄物の発生工程の概要図
- ・産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- ・その他知事が必要と認める書類

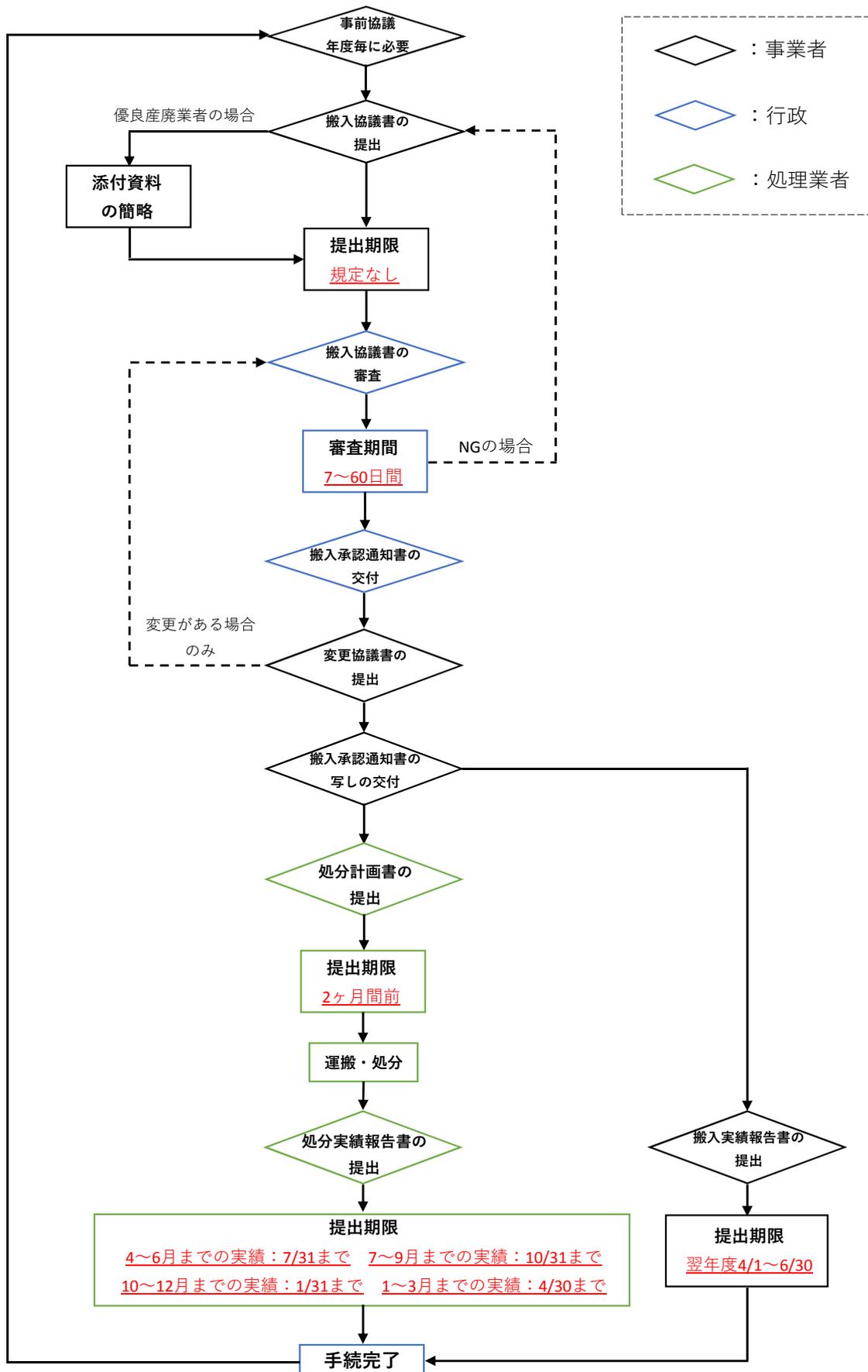
受付後行政からの連絡はなし
(不備がある場合のみ連絡がある)

契約書の搬入開始予定日から受入開始
手続き完了ですべて終了

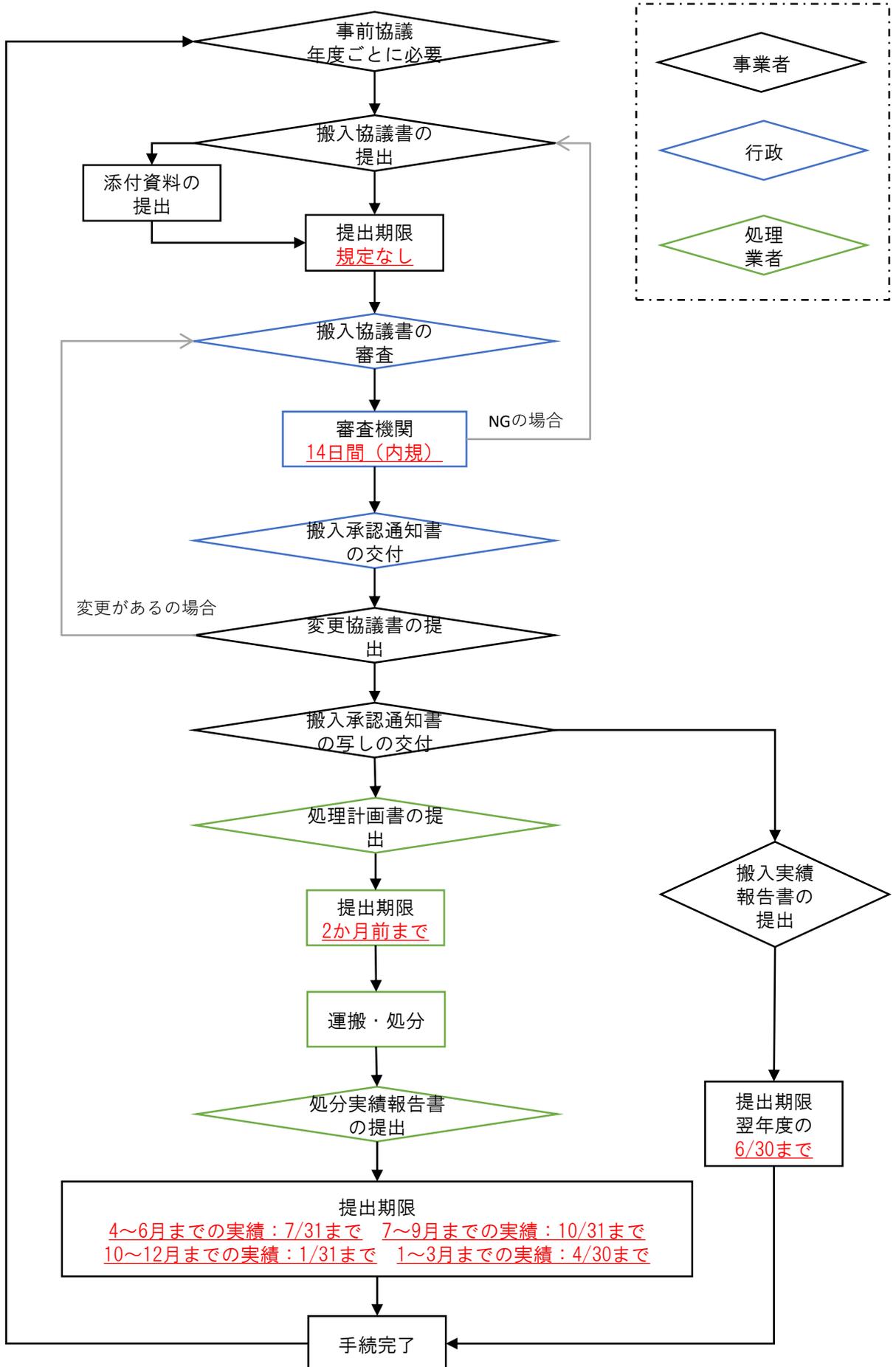
浜松市の県外廃棄物搬入協議フロー



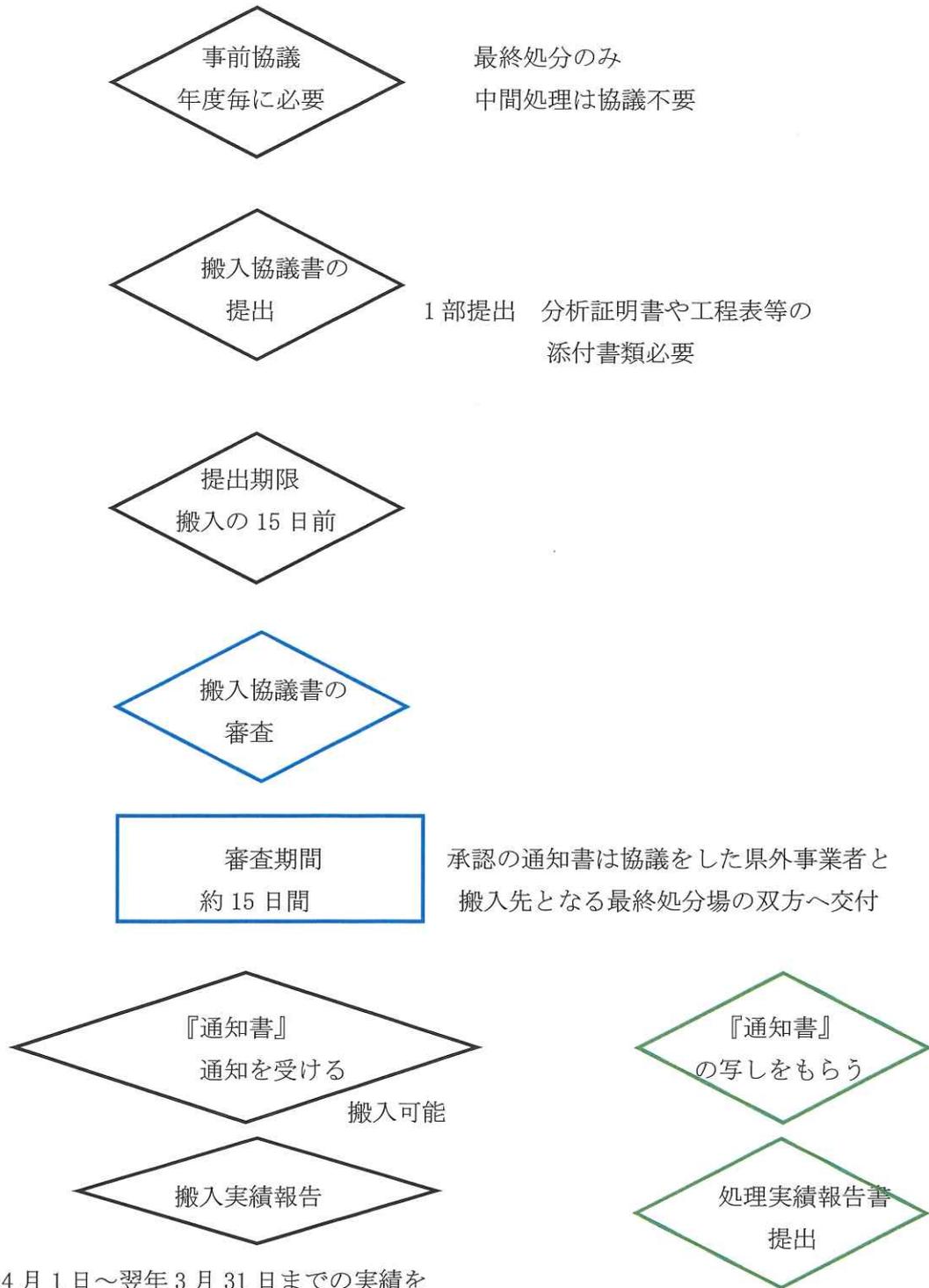
石川県の県外廃棄物搬入協議フロー



金沢市の県外廃棄物搬入協議フロー

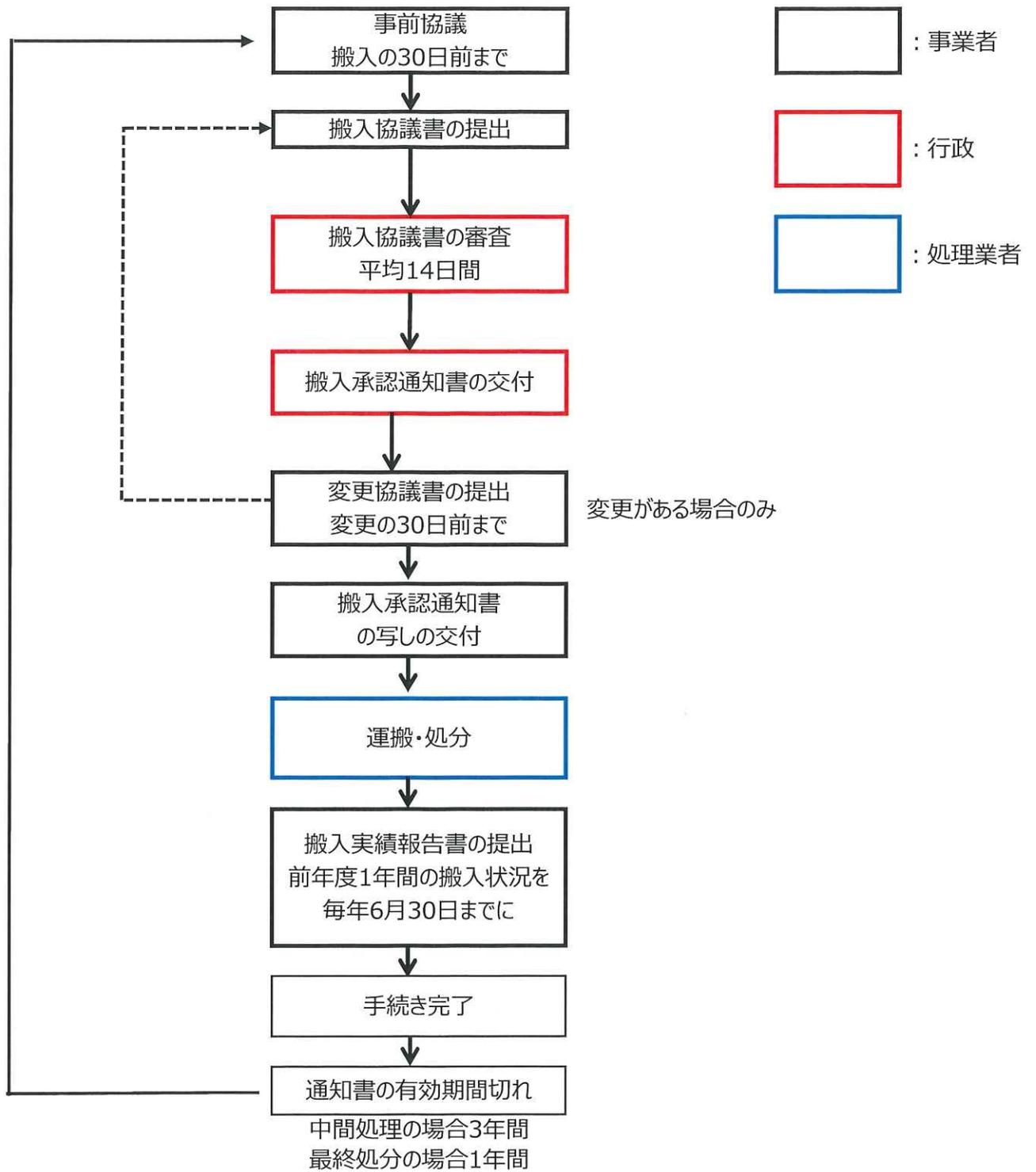


長野県県外廃棄物協議フロー



4月1日～翌年3月31日までの実績を
搬入翌年度の4月1日～6月30日までに提出

静岡市の県外廃棄物搬入協議フロー



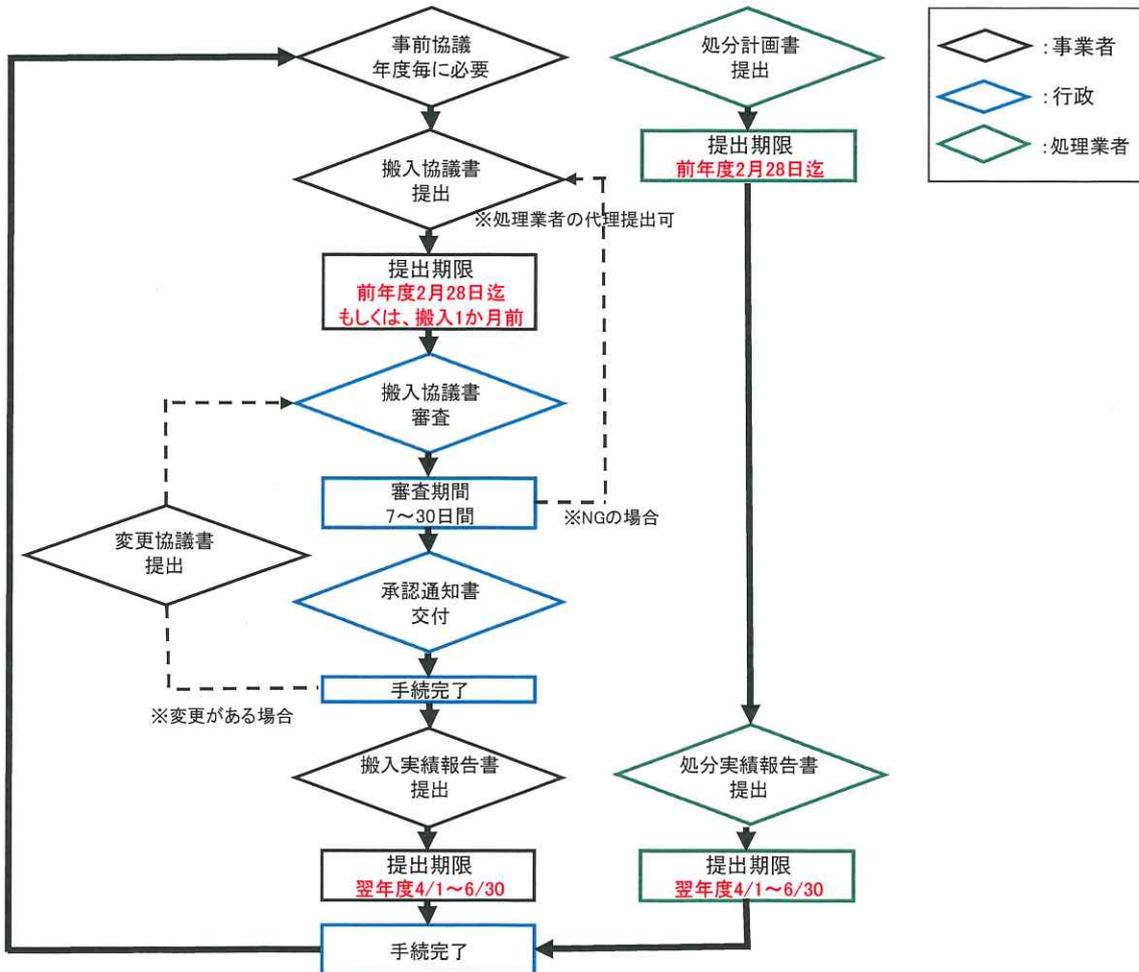
富山県・富山市の県外廃棄物協議フロー

事前協議対象（2019年4月時点）

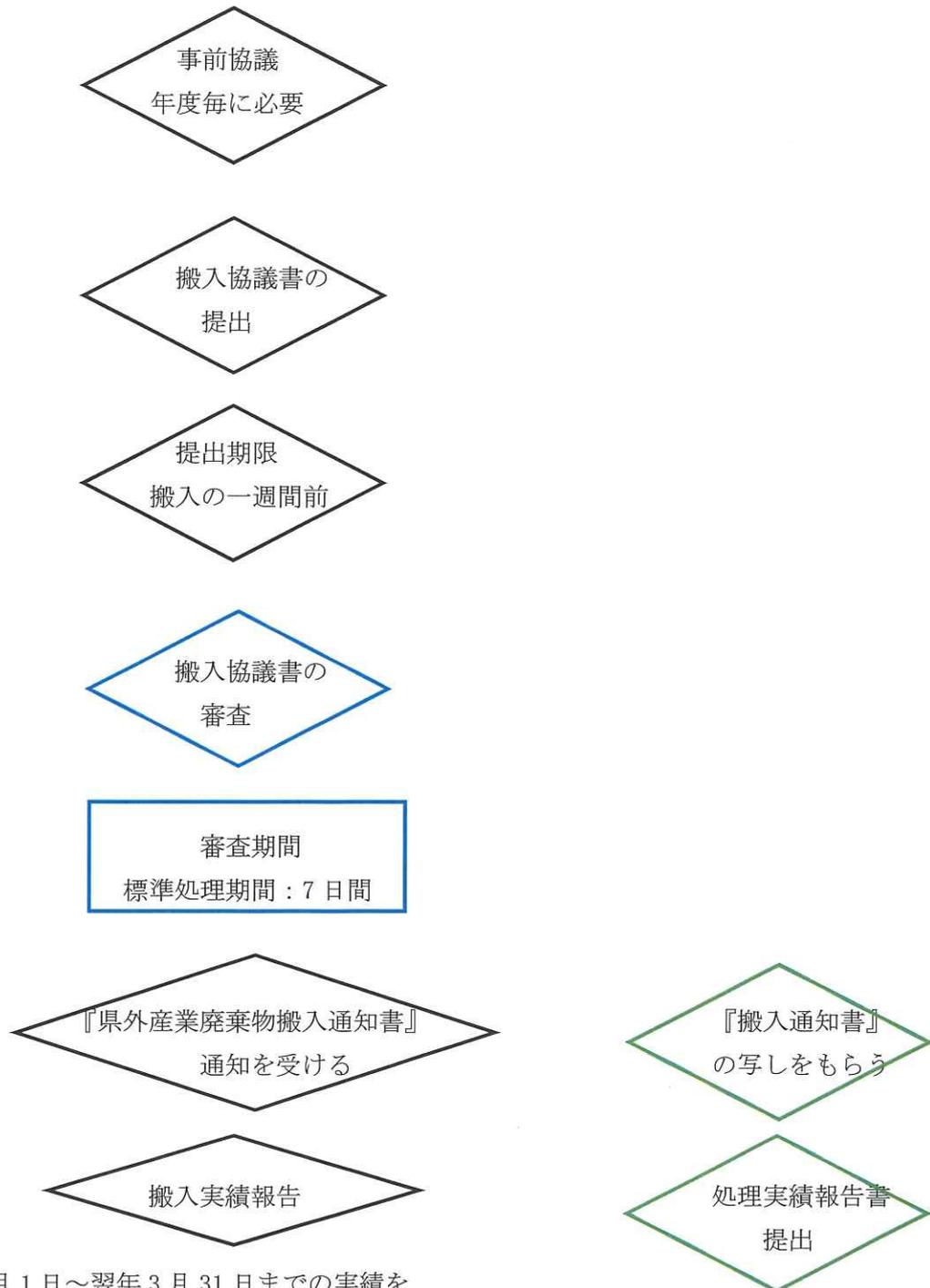
区分	廃棄物の種類	処理区分	事前協議
優良	普通産廃	埋立処分	100t以上 必要
			100t未満 不要
		中間処理	100t以上 必要
			100t未満 不要
	特管物	低濃度PCB	— 不要
		低濃度PCB以外	100t以上 必要
優良以外	普通産廃	埋立処分	— 必要
			100t以上 必要
		中間処理	100t以上 必要
			100t未満 不要
	特管物	低濃度PCB	— 不要
		低濃度PCB以外	— 必要

添付書類

1	県外排出事業場の業務概要を記載した書類
2	県外産業廃棄物の排出工程図
3	6ヶ月以内の分析証明書
4	委託先の収集運搬業者及び処分業者の許可証の写し
5	委託を受ける収集運搬業者及び処分業者の受入承諾を証する書面(委託契約書の写しなど)
6	県外排出事業場が多量排出事業者に該当する場合は、搬入量の減量化の計画を記載した書類
7	県外産業廃棄物の処理状況の見込みを記載した書類



福井県県外廃棄物協議フロー



4月1日～翌年3月31日までの実績を
搬入翌年度の4月1日～6月30日までに提出